

全国高等学校日商簿記選手権大会 審査規程

2023年12月制定
日本商工会議所

第1条 (目的)

本規程は、日本商工会議所が主催する全国高等学校日商簿記選手権大会（以下、本大会）において迅速かつ正確な審査を行うことを目的に、本大会の実施要項に基づき設置される審査委員会の役割や審査基準を定めるものとする。

第2条 (定義)

大会実行委員会は、本大会の実施要項に記載される日商簿記選手権大会実行委員会を指すものとする。

第3条 (審査員)

審査員は、大会実行委員会が決定する。

第4条 (審査委員会)

大会実行委員会は、審査員を構成員とする審査委員会を設置する。審査委員会は、本大会の予選および本選の審査を行う。

第5条 (審査基準)

審査基準は、審査委員会が決定する。